

## 中小企業者等の少額減価償却資産の特例の見直し

資本金 1 億円以下で、常時使用する従業員数が 500 人以下の要件を満たす中小企業者等は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産について、合計 300 万円を限度として全額損金算入できます。

今回の改正では、取得価額が 40 万円未満に要件が緩和される一方で、対象法人から常時使用する従業員数が 400 人超の法人が除外され、適用期限が 3 年延長されます。

【中小企業庁 HP より抜粋】

### 制度の概要

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(※1) (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

(※1) 一括償却資産の明細書の保存が必要です。

#### 【適用手続き】

個人事業主の場合

青色申告決算書の「減価償却費の計算」の「摘要」欄に「措法 28 の 2」と記載すること。

法人の場合

法人税の確定申告書に別表 16 (7) と適用額明細書を添付すること。

なお、令和 4 年 4 月 1 日以後に取得などする場合は、少額減価償却資産から貸付け（主要な事業として行われるものは除きます。）の用に供したものが除かれています。

#### 【適用時期】

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までに取得等をし、事業の用に供した資産について適用されます。